

農村社会の状況と農業農村整備について

農村振興局

平成25年10月16日

農林水産省

目 次 (1 / 2)

1. 農村について

農村とは	4
都市と農村の区分（1）	5
都市と農村の区分（2）	6
食料供給を担う空間	7
農業生産と生活が一体化した空間	8
地域コミュニティが発達した空間	9
多面的機能を発揮する空間（1）	10
多面的機能を発揮する空間（2）	11
多面的機能を発揮する空間（3）	12

2. 農村を取り巻く状況

農村の位置づけ	14
高齢化・人口減少の動向	15
年齢階層別人口の将来推計	16
農家の高齢化・減少	17
基幹的農業従事者の年齢階層別の動向	18
土地持ち非農家の増加	19
不在村所有者の動向	20
農業集落の動向	21
農業集落における非農家の増加	22
農業集落機能について	23
集落機能の低下	24
地域資源の保全管理に係る課題	25
市町村合併の進展	26

3. 土地改良施設を取り巻く状況

土地改良施設とは	28
土地改良施設の老朽化状況	29
頭首工の老朽化状況	30
開水路の老朽化状況	31
土地改良区とは（1）	32
土地改良区とは（2）	33
土地改良施設の維持管理の課題	34

4. 災害脆弱性の高まり

集中豪雨の増加等による被害の増加	36
排水機場の役割	37
渇水の発生	38
東日本大震災の被害状況	39
地震による農業水利への影響	40
農業水利施設の損壊による影響	41
ため池の被害	42
南海トラフ巨大地震の被害想定	43
農村の変化（要因の整理）	44

目 次 (2／2)

5. 農業農村整備事業の仕組み

農業農村整備事業の概要	46
土地改良事業の仕組み	47
農業水利事業	48
農地整備の現状（水田整備）	49
農地整備の現状（水田の汎用化、 畠地かんがい施設の整備）	50
農地整備の現状（畠地整備）	51
農地防災事業	52
農地・農業用水等の資源	53
農地・水保全管理支払交付金	54
小水力発電の推進	55
土地改良長期計画の概要	56

6. 農村における新たな動き

農地集積の進展と経営体の動向	58
法人経営体等の動向（1）	59
法人経営体等の動向（2）	60
大規模経営体の動向	61
農地供給サイドの構造改革	62
都市と農村の共生・対流への期待	63
地域コミュニティと連携した農村振興、 地域資源の高度な活用	64
国土強靭化（ナショナル・レジリエンス）（1）	65
国土強靭化（ナショナル・レジリエンス）（2）	66

7. 農村の変化が進む中での課題

農村の変化が進む中での農業農整備事業について (整備部会における検討方向（案）)	68
(参考) 農業農村振興整備部会における検討事項	69

1. 農村について

農村とは

- 農村は、「食料供給を担う空間」であり、また「多面的機能を発揮する空間」。そしてこれらを支える「農業生産と生活が一体化した空間」であり、このことから「地域コミュニティが発達した空間」という特徴。

○ 農村に係る主な記載(抜粋)

- ・国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能については、国民生活及び国民経済の果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適かつ十分に発揮されなければならない。(第3条)
- ・農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにはかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。(第5条)

出典：食料・農業・農村基本法

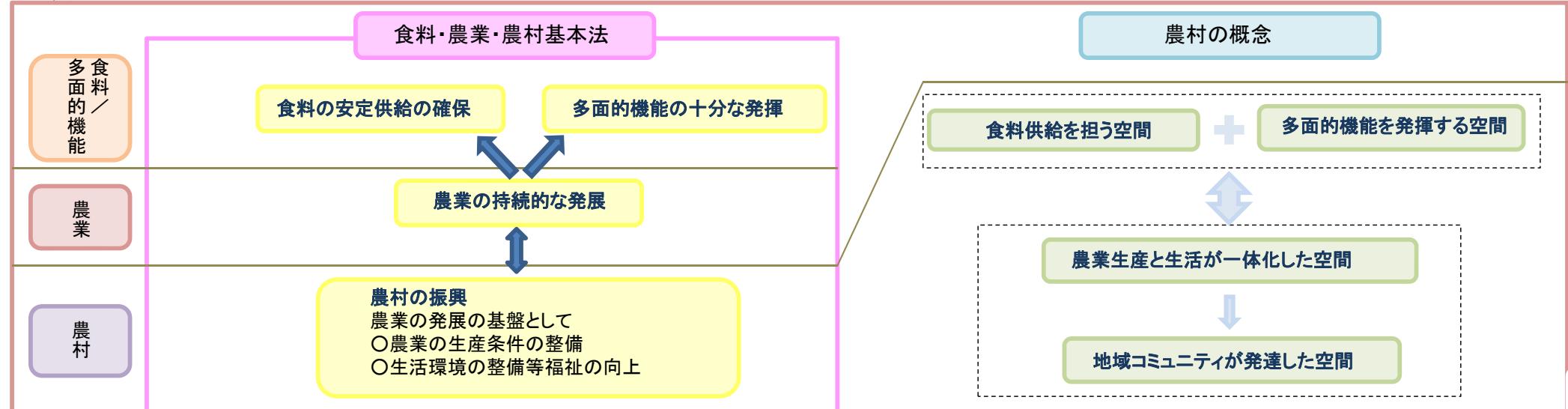
- ・「農村」とは、行政区画を示すものではなく、また、地域の範囲を具体的に限定する概念として使っているものではない。一般的に、農業的な土地利用が相当部分を占め、かつ、農業生産と生活が一体として営まれており、居住の密度が低く分散しているようなところを指している。

出典：食料・農業・農村基本法解説（食料・農業・農村基本政策研究会（平成12年））

- ・農村ではその歴史的発展過程から、家と家とが地縁的、血縁的に結びついた共同体意識が強く、混住化が進んで伝統的な慣行が少なくなったとはいえ、生産・生活の両面にわたって共同作業や相互扶助が今も行われている地域……

出典：改定農村計画学（農業土木学会（平成15年））

○ 農村の概念図



都市と農村の区分(1)

- 「都市」と「農村」は対比される概念として使用。
- 各種の調査等においては、行政区画や人口密度、主要な産業等に着目し区分。

○都市と農村の区分

区分方法	着目点	「農村」の考え方
①行政的地域	・行政区、人口規模	・「市部」と「郡部（町村部）」とに分け、「郡部」をもって「農村」とみるもの。
②人口密度	・生活空間、居住性	・国勢調査による人口密度（4,000人/km ² ）以上の調査区で、全体人口5,000人以上で連たんしている地区を人口集中地区（DID）、それ以外を非人口集中地区（非DID）とし、非人口集中地区を「農村」とみるもの。
③国土利用計画	・土地利用(計画)、産業	<ul style="list-style-type: none"> ・国土利用計画法に基づく土地利用基本計画では、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5つに区分。 ・このうち、「農業地域」は「農用地として利用すべき農地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域」と定義。 ・この場合、都市地域（都市計画法における都市計画区域）を都市、農業地域（農業振興地域の整備に関する法律における農業振興地域）、あるいはこれに森林地域（森林法における地域森林計画対象森林）を加えたものを「農村」とみることが可能。

国土利用計画法による土地利用基本計画の地域区分

地域区分	定義	中心となる利用規制法
都市地域	一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域	都市計画法
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域	農業振興地域の整備に関する法律
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域	森林法
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるもの	自然公園法
自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるもの	自然環境保全法

都市と農村の区分(2)

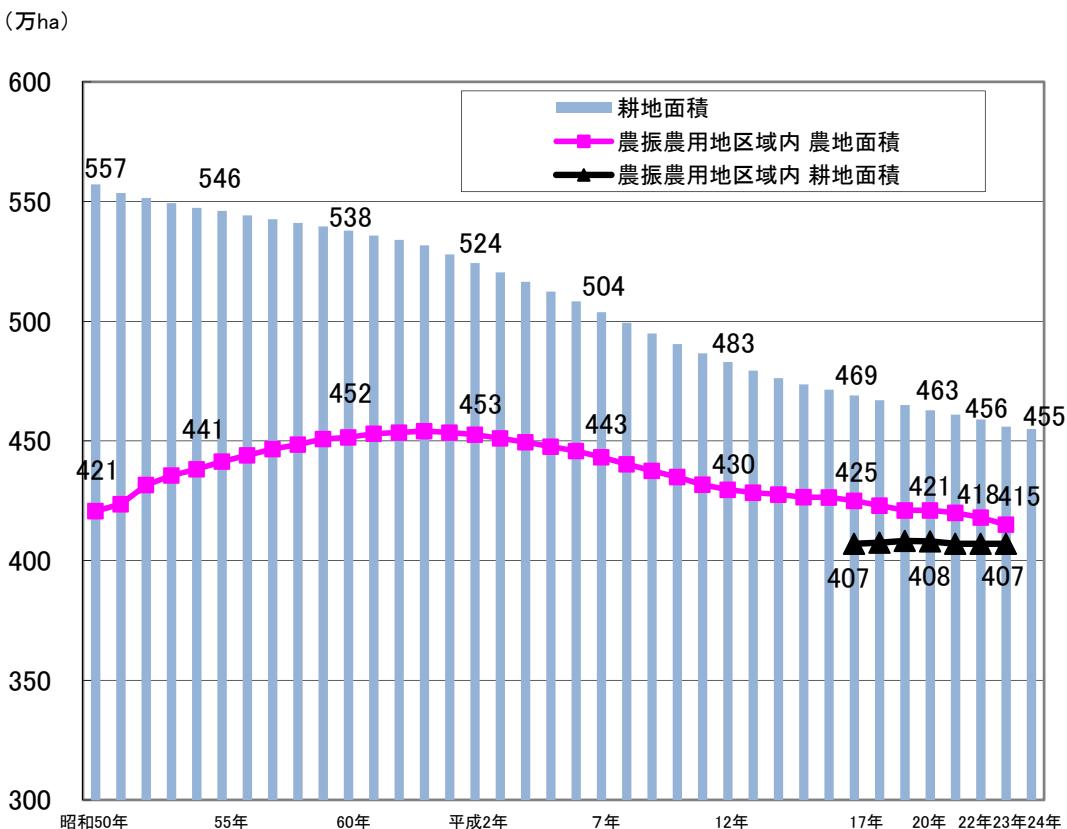
区分方法	着目点	「農村」の考え方										
④農業地域類型	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用(現状)、居住性、地形 	<p>・農林業センサスの集計区分として用いている農業地域類型では、旧市区町村（昭和25年2月1日時点の市町区村）について、都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域に分類。</p> <p>・地域類型は、①都市的地域→②山間農業地域→③平地農業地域・中間農業地域の順で決定。</p> <table border="1" data-bbox="826 631 2196 1377"> <thead> <tr> <th data-bbox="826 631 1109 695">農業地域類型</th><th data-bbox="1109 631 2196 695">基 準 指 標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="826 695 1109 901">都市的地域</td><td data-bbox="1109 695 2196 901"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の旧市区町村又は市町村。 ○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村又は市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="826 901 1109 1107">平地農業地域</td><td data-bbox="1109 901 2196 1107"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村又は市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村又は市町村。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="826 1107 1109 1314">中間農業地域</td><td data-bbox="1109 1107 2196 1314"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。 ○ 耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="826 1314 1109 1377">山間農業地域</td><td data-bbox="1109 1314 2196 1377"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村又は市町村。 </td></tr> </tbody> </table>	農業地域類型	基 準 指 標	都市的地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の旧市区町村又は市町村。 ○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村又は市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。 	平地農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村又は市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村又は市町村。 	中間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。 ○ 耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。 	山間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村又は市町村。
農業地域類型	基 準 指 標											
都市的地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の旧市区町村又は市町村。 ○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村又は市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。 											
平地農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村又は市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村又は市町村。 											
中間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。 ○ 耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。 											
山間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村又は市町村。 											

食料供給を担う空間

- 我が国の農村は、食料の供給基地として役割を發揮。
- 農業振興地域制度により、優良農地をゾーニングして確保。土地利用型作物の収穫量は一定程度維持。

○ 耕地面積と農用地区域内耕地面積の推移

・耕地面積は年々減少しているが、優良農地については農用地区域内に設定して一定程度確保。



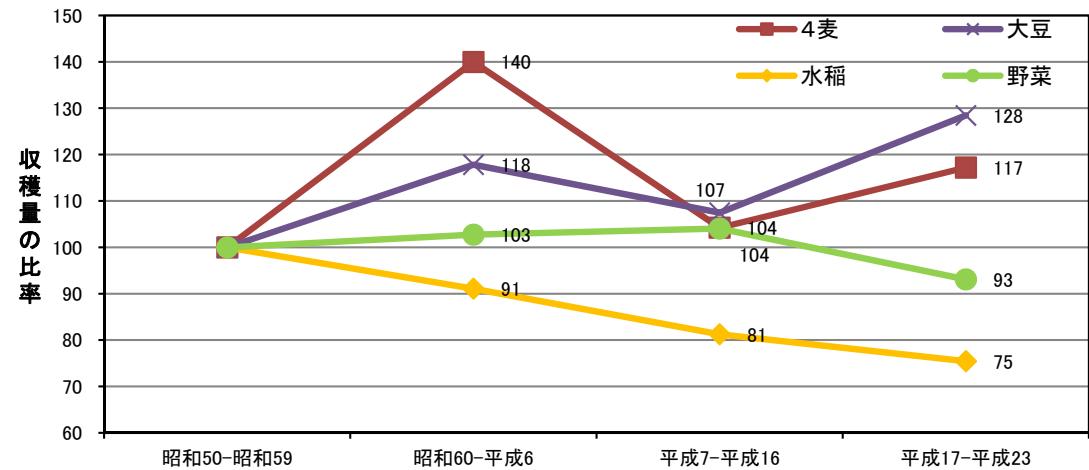
資料: 耕地面積(統計部: 耕地面積及び作付け面積統計)

農振農用地区域内農地(農村振興局調べ: 市町村が把握した面積)

注: 平成22、23年の農用地区域内農地面積は、東日本大震災により被災した3県(岩手県、宮城県、福島県)について平成21年のデータを使用しているため参考値。

○ 土地利用型作物の収穫量の比率の推移

・昭和50～59年を100とした場合、平成17～23年においては、水稻の収穫量は3/4に低下しているが、それ以外については、一定程度維持傾向。



資料: 作物統計、野菜生産出荷統計

○ 農業振興地域のイメージ



○ 国民への食料の安定供給を確保するためには、優良農地を良好な状態で確保することが重要。

○ 優良農地の確保・保全とともに、農業振興施策を計画的に実施するため、農業振興地域制度で優良農地をゾーニング。

農業生産と生活が一体化した空間

- 農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が行われている空間。
- 農道や水路等の農業生産基盤は、農業だけではなく、生活面でも利用。



親水空間として利用される農業用水路

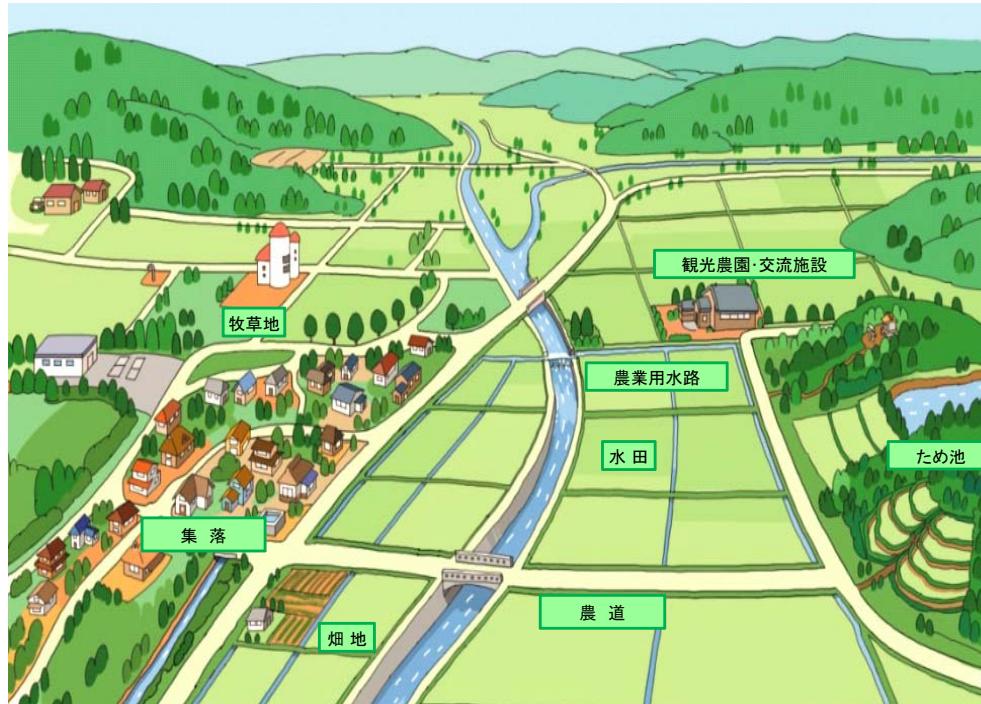


農作物輸送や通学に利用される農道



生活用水として利用される集落内水路

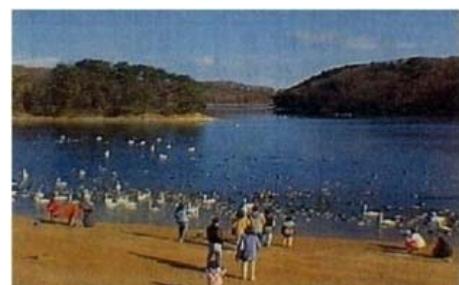
○集落における生産と生活の一体化(イメージ)



消流雪用として北国の暮らしに欠かせない農業水路



緊急時の防火用水に利用される農業用水



農業用水の水源として利用されるだけでなく憩いの場として親しまれるため池



集落排水施設で生活排水を処理することによる農業用水路の水質保全



農機具運搬や生活道としても利用される耕作道

地域コミュニティが発達した空間

- 農村におけるコミュニティは、水田農業の歴史と深く関わり、営農及び水管理等の共同作業を通じて形成。
- 祭祀行事など様々な活動が行われ、地縁的結びつきの強い安定的な農村コミュニティを形成。

■寄合



○集落における農事暦と地域共同活動(イメージ)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
農事暦	生育ステージ 												
水稻	管理作業 												
水管理													
集落共同活動	①話し合い・会議	水管理に調整が必要な場合や渇水により分水量が減る場合には随時調整											
年中行事	②水利施設操作	分水管理（かんがい期間中随時）											
	③点検・見回り												
	④維持保全												
	水路泥上清掃												
	農道草刈・補修												
	お祭り												
	集落行事												

■祈願祭



■田植え作業



■共同防除作業



■草刈り



■道普請(農道補修)



■収穫祭



多面的機能を発揮する空間(1)

- 農村は、食料その他の農産物の供給の機能以外に、「国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、多面的機能」を発揮。



土砂崩壊防止機能



保健休養・やすらぎ保全機能



体験学習と教育機能

子供たちによる生き物調査
田んぼには日本の淡水魚の約4割、
カエルは約8割が生息。

○農村における主な多面的機能



洪水防止機能



生物多様性保全機能



伝統文化の継承機能



河川流況安定機能

めだか捕り（神奈川県小田原市）
箱根の湯本堰から取水する江戸時代に開削された荻窪用水は、旧東海道沿いに山の中腹を掘り抜き、さらに隧道で山越えし、途中水力発電にも利用。

かつて野生のメダカが生息し、童謡「めだかの学校」の発祥の地であることでも有名。